

北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則の一部を改正する規則

北上市職員の勤務時間、休日及び休暇規則（平成7年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p>（特別休暇の特例）</p> <p>6 令和3年3月31日 <u>又は令和4年3月31日</u>に、第13条第24号に規定する期間の終期が到来する職員に対する同号の規定の適用については、同号中「2年を経過する日」とあるのは、「<u>令和5年3月31日</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p>（特別休暇の特例）</p> <p>6 令和3年3月31日、<u>令和4年3月31日又は令和5年3月31日</u>に、第13条第24号に規定する期間の終期が到来する職員に対する同号の規定の適用については、同号中「2年を経過する日」とあるのは、「<u>令和6年3月31日</u>」とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。